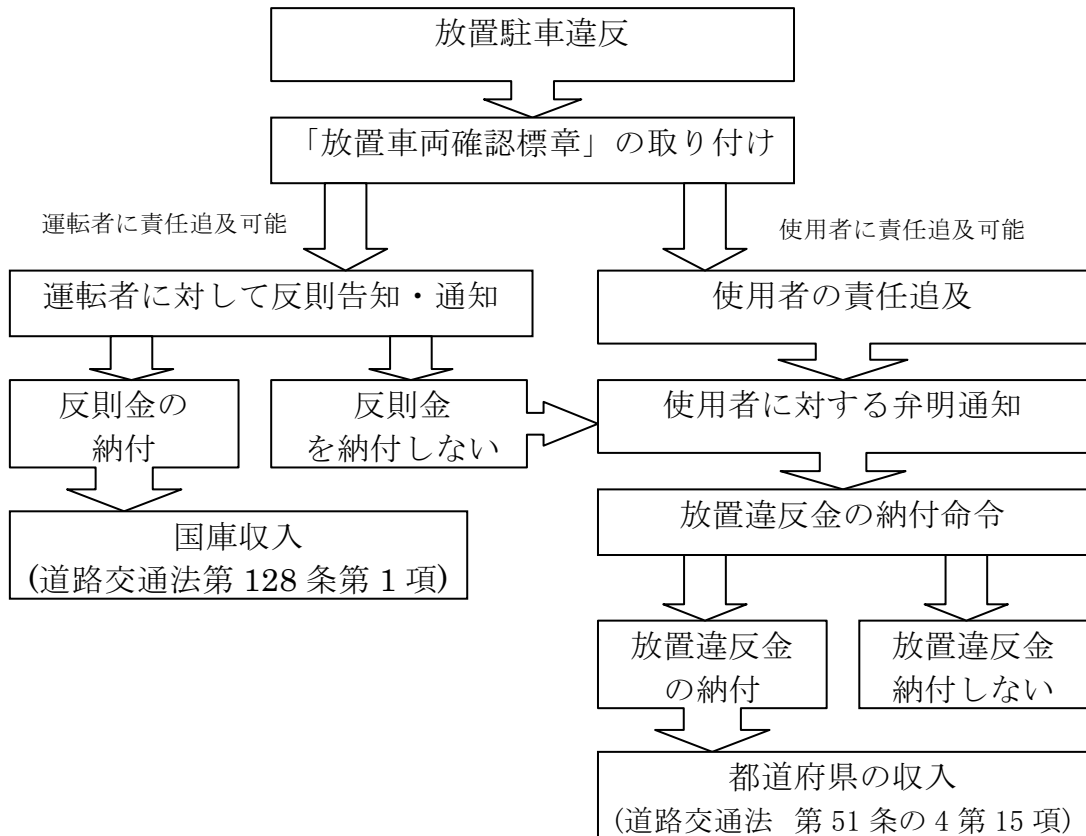


9 過料（放置違反金）に対する未収金

（1）概要

放置違反金制度は、平成18年6月より道路交通法が改正されてできた制度であり、運転者に対して放置駐車違反に対する責任追及を行うことが難しいときに、放置駐車車両の使用者に対して、公安委員会が放置違反金の納付を命ずることができるというものである（道路交通法 第51条の4）。この制度の趣旨は、運転者の特定が難しいという問題に対処し、車両の運行を管理する立場にある使用者の責任を強化しようとするものである。この制度により、平成18年6月以降、運転者のみならず使用者にも使用者責任を課すことにより過料の納付義務が課せられることとなった。処分の主な流れは以下のとおりである。

図2 放置駐車に対する処分の流れ



（2）未収金の状況

運転者が支払う従来の反則金は国庫に納付されるが、放置違反金の場合、都道府県の収入になる。よって、運転手が出頭しないか、または運転者が反則金を納付しない場合、使用者に対して弁明通知書を送付する業務処理が行われ、納入通知書を発出するとともに調定を行い、納付期限までに違反金が納付されない

第4章 監査の結果と意見（各論）

場合は、未収金が発生することになる。そのため、放置違反金制度によって発生している未収金は、すべて平成18年6月以降に発生したものとなる。

平成18年度末時点で、放置違反金制度によって発生している未収金は、20件、312千円となっている。

（3）監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

（4）監査の意見

①債権管理マニュアルの整備

平成18年度末時点の残高、20件、312千円の内、約半年後においてはその内の約1/4が回収されていた。昨年6月以降の債権の発生および回収のペースや現在未収金で残っている債権の内容を考慮すると、今後未収金が増加することによって管理の負担は増えていく可能性がある。

担当課としては、会計管財課が作成した債権管理に関するガイドラインを参考にするなどして、合理的な管理手法を構築すべきである。

第4章 監査の結果と意見（各論）

【特別会計】

特別会計における未収金の部局・課所・科目別金額の一覧は次のとおりである。
表中の1から6の番号は、以下に記載する各表題の番号を示している。

表 15 平成 18 年度特別会計収入未済額

(単位:円)

部局	課所	科目	収入未済額
農林水産部			80,743,356
1	流通経済課	農業改良資金貸付金収入	11,190,191
2	秋田スギ振興課	林業改善資金貸付金収入・違約金	69,553,165
産業経済労働部			2,577,802,958
3	商工業振興課	中小企業設備導入助成資金	2,539,606,886
4	商工業振興課誘致企業室	工業団地開発事業	38,196,072
建設交通部			1,848,001
	北部流域下水道事務所	下水道事業使用料	208,001
5	秋田港湾事務所	港湾施設使用料	1,640,000
北秋田地域振興局			8,674,868
6	大館福祉環境部	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	8,674,868
山本地域振興局			1,700,919
6	山本福祉環境部	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	1,700,919
秋田地域振興局			18,172,986
6	秋田福祉環境部	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	18,172,986
平鹿地域振興局			36,296,755
6	平鹿福祉環境部	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	36,296,755
合計			2,725,239,843

出所:秋田県内部資料

1 農業改良資金貸付金に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

新たな農業部門の経営の開始、新たな加工事業の経営の開始、農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入、農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入のような農業改良措置を実施する者に対して貸付を実施しているものである。

根拠法令としては、農業改良資金助成法、同法施行令、同法施行規則、秋田県農業改良資金貸付規則、農業経営改善関係資金基本要綱、農業改良資金制度運用基本要綱 等である。

②未収金の状況

農業改良資金貸付金に対する未収金の状況は以下の表のとおりである。

表 16 未収金の調停年度別内訳

（単位：千円）

納入義務者	未収金残高	調停年度別内訳		
		昭和 59 年 ～ 平成 2 年	平成 10 年 ～ 平成 17 年	平成 18 年
9 名	11,190	4,286	5,487	1,417

平成 18 年 12 月に県農林水産部長から各地域振興局長宛に「農業改良資金の延滞に係る状況調査について(依頼)」が通知されており、延滞者状況調査表に基づき調査が実施されている。

また、社団法人全国農業改良普及支援協会が主催する農業改良資金の債権管理に関する相談コーナー等への参加をするなどの取り組みはなされている。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①違約金の計算

監査人の指示により平成 18 年度末における状況を算定したところ、未収金残高 11,190,191 円 (①) に対し、違約金残高 22,624,323 円 (②) という状況 (②/①:202.2%) であり、違約金が未収金残高の約 2 倍となっている。

違約金の回収方法につき、債務者の実情に応じた対策を検討すべきである。

②債権管理マニュアルの整備等

現状において秋田県の実情を踏まえた実効性のある回収業務フローの規定及びその根拠や具体的なマニュアル類の整備が不十分な状況となっている。

債権管理や回収へ向けた具体的なアクション・回収技法（連帯保証人への積極的な働きかけ等）などを検討すべきである。

2 林業改善資金貸付金に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

林業改善貸付金は林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資するために、林野庁が行っている林業・木材産業改善資金助成法による貸付制度の一環として、林業に携わる者に対して貸付を行っている。

県における林業改善貸付金は、森林組合が申込受付窓口となり、申請に基づいて地域振興局が審査を行って貸付決定し、秋田県森林組合連合会が入金事務を行っている。

根拠法令としては、林業・木材産業改善資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法施行令、林業・木材産業改善資金助成法施行規則、秋田県林業木材産業改善資金貸付要綱、秋田県林業木材産業改善資金貸付規則 等である。

②未収金の状況

未収金が発生した場合、県は森林組合及び秋田県森林組合連合会に確認を依頼し、地域振興局と連絡をとって分割納付等の対応を検討している。訪問督促は、地域振興局、秋田スギ振興課、森林組合の3者で行っている。過去において、秋田スギ振興課が主導で貸付を行い、審査をしていたことから、地域振興局は昭和50年代等の古い債権の内容を把握しておらず、債権管理簿も秋田スギ振興課に保管されていることから、債権の回収が困難である。このため、秋田スギ振興課では、地域振興局に情報をフィードバックすることにより、地域振興局の積極的な対応を促進している。

平成18年度末の未収金の納入義務者は40名でそのうち34名が個人、6名が法人であり、昭和50年代の融資制度導入初期に貸付を行ったものが多い。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①未収金回収のための方針及び管理体制整備の必要性

県では、貸付金管理台帳の作成・管理を行っているが、未収金の回収マニュアル・ルール等は整備されておらず、過去において意思決定された回収事務方針や一斉整理等の履歴も文書として残されていない。このため十分な引継ぎがされておらず、業務が非効率となっている。未収金整理のための回収マニュアル等を作成・更新する等の管理体制を整備し、担当者の交代に当たっては明確な記録

を残して後任に引継ぐ必要がある。

②未収金回収事務の高度化の必要性

県では、現在未収金について一律年1～2回、催告状を発送しているが、昭和50年代の貸付分が未収金として残っており、多額の違約金が発生している。また過去において、催告状を発送しない年度もあり、訪問による督促も平成9年の次は平成15年に行う等不十分であり、かつ納入義務者によって対応に差があるが、何故この訪問方針となったのか、記録が無いため不明である。

納入義務者の債権返済意欲の向上と効率的な未収金の回収のために、一定の方針を定めて積極的に訪問による未収金の督促を行い、また相手先ごと、本人との面会や督促の頻度、債権回収業者への委託等の高度化を図るなどの対応が必要である。

③違約金の免除

平成18年度末の未収金は、貸付元本53,217千円に対して違約金が74,753千円（未調定分を含む）と多額に上り、状況から判断すると回収は現実ではない。納入義務者は元利完済すると同時に元利を上回る違約金が請求されることもある。しかし、林野庁の方針では違約金免除の制度を設けておらず、回収不可能な場合は地方自治法の定めに基づくとしているため、担当部課においては、違約金の免除は不可能と判断している。

一方で、他の融資制度で違約金免除の可能性が残されているものもあり、当融資制度は他の融資制度に比して納入義務者に厳しい制度となっている。他の融資制度との衡平性の観点より、県として違約金の免除に関する地方自治法に関する解釈を再度明らかにしたうえで、違約金の免除規程の設置等の可能性を検討し、基本方針を明確にする必要がある。

④保証人に対する請求

県では、従来未収金の督促は原則として本人に行い、保証人に対しては長期延滞でない場合は滞納の事実を知らせていなかった。また、納入義務者が延滞の事実を保証人に知らせないことを要望してきた場合は納入義務者から債務確認書の提出を受けることにより、保証人への未収金の催告状の送付を行っていなかった。

平成18年度に本人と保証人に対し一律に催告状を発送したところ、保証人が、滞留の事実を知らない、または保証人になった事実を覚えていないと主張するケースが発生した。

保証人に対し滞納状況を知らせると、早期に未収金の回収が図られ、また違約金の額を抑えることが出来る。よって未収金の回収に当たっては、納入義務者のみならず保証人も対象とするよう、ルール化をする必要がある。

3 中小企業設備導入助成貸付金に対する未収金

（1）概要

産業経済労働部商工業振興課が実施する中小企業への設備導入助成貸付金は、設備近代化資金と高度化資金の2種類に分けられる。

①設備近代化資金

中小企業の設備の近代化に必要な資金を無利子で供給することにより、信用力や資金調達力の弱い中小企業者の経営基盤強化に寄与することを目的とする制度である。財源は、国からの補助金と県費がそれぞれ1/2で構成されている。

昭和31年に根拠法（中小企業近代化資金等助成法及び中小企業近代化資金等助成法施行令）が施行されて以来、融資総額は約90億円となっており、高度成長下の中小企業の設備近代化に貢献してきた。ただし、平成11年に本資金は廃止され、平成12年度から小規模企業者等設備導入資金に移行されている。延滞債権はすべて設備近代化資金であるが、この主な貸付条件は以下のとおりとなっている。

表17 設備近代化資金の主な貸付条件

貸付対象者	中小企業者
対象事業	設備、機械、ソフトウェア等の取得
貸付割合	一の貸付対象設備につき、取得費用の50%以内
貸付限度額	4,000万円
貸付利子	無利子
償還期間	5年以内

②高度化資金

中小企業者が、組合などを設立して工業団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や商店街の近代化を図る事業（以下「高度化事業」という。）などに対して資金及びアドバイスの両面から支援する制度で、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）と県が一体となり診断助言や貸付けを行う協調融資である。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号ロ及びハに掲げる事業並びに同項第15号に規定する業務のうち同項第3号ロ及びハに掲げる事業に附帯する業務として実施するものであり、県は、旧中小企業総合事業団の時代の昭和38年度以降、これまでに総額約304億円を融資している。

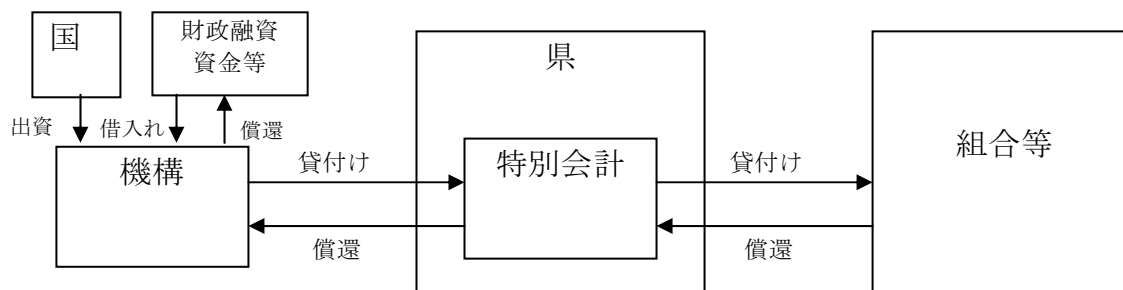
融資対象は、事業の実施主体と形態の違いにより、次の6つに分けられる。

表 18 高度化資金の融資対象

形態		内容
中小企業者	集団化形態	散在している事業者がまとまって立地環境の良い地域へ工場や店舗などを移転する。
	集積区域・再開発形態	商店街組合の小売商業者が、老朽化した店舗の建て替えなどを行ったり、アーケードなどの整備を組合ぐるみで行うなど。
	共同化形態	各社の事業の一部を共同で行うため、共同の施設を整備し利用する。
	事業統合形態	各社の全部または一部の事業統合を行うために施設を整備し事業を行う。
第3セクター	経営基盤強化支援形態	地域の中小企業者の研究開発、商品開発、販路開拓、情報化推進などの施設を第3セクターが整備し、運営する。
	商店街整備等支援形態	商店街の中核的施設（イベントホール、ポケットパーク、駐車場など）を、第3セクターが整備し、運営する。

貸付の方法は、県内の事業に適用されるA方式と、2つ以上の県にまたがる事業に適用されるB方式に分けられる。A方式は、県が窓口となり組合等の申請を受けて審査を行った上で貸付けを行い、その貸付財源の一部を機構が県に貸付けるものである。また、このA方式では回収も県が行う。一方、B方式は、機構が複数の県から貸付財源の一部を借入れ、業務委託先である商工組合中央金庫を通じて組合等に貸付ける方法である。よって、A方式では組合等、B方式では機構が県からの貸付先となる。実際は、貸付けのほとんどがA方式となっている。A方式の貸付スキームは以下のとおりである。

図 3 A方式による貸付けスキーム



高度化資金の主な貸付条件は以下のとおりとなっている。

表 19 高度化資金の主な貸付条件

貸付割合	貸付対象施設の整備資金の80%以内
貸付限度額	制限なし
貸付利子	1.10%（但し、要件に該当するものは無利子）
償還期間	据置期間を含み20年以内

（2）未収金等の状況

①未収金の状況

設備近代化資金及び高度化資金ごとの平成18年度末の未収金は次のとおりである。この残高は、平成18年度末までに調定された金額のうち、未収となっている額の合計である。よって、すべて延滞債権と解釈することができる。

表 20 収入未済額の状況

（単位：千円）

	元金	利子	違約金	計
設備近代化資金	44,770	—	252	45,023
高度化資金	(A) 2,269,512	223,923	1,146	2,494,583
計	2,314,283	223,923	1,399	2,539,606

合計2,539,606千円は、平成18年度末の特別会計収入未済額2,725,239千円の約93%を占めている。また、上表より残高の大部分が高度化資金であることがわかる。

②延滞債権（延滞貸付先に対する貸付金総額から既回収額を控除したもの）の状況

上記①の未収金は、平成18年度末までに調定された金額のうち未収となっている額の合計であり、この金額には将来調定される潜在的な未収金が含まれていない。

この潜在的な未収金も含めた①の延滞貸付先に対する貸付金残高（①の延滞貸付先に対する貸付金総額－既回収額）は、次のとおりである。